浜田教育事務所だより

第61号 平成28年12月7日



◆企画幹あいさつ (p.1)

(p.2)◆進路保障

◆人権教育 (pp.3-4) ◆市町の取組~大田市~ (pp.5-6)

◆市町の取組〜川本町〜 (pp.7-8)

◆調整監からのお知らせ (pp.8-10)

地域を担う人が育つ社会教育 \sim 『結集!しまねの子育て協働プロジェクト』 \sim 社会教育スタッフ・企画幹 佐尺木 伸

今から十数年前に,ある会議で,「公民館は社会 教育といいながら,子供たちに関わる事業が多い のはどうしてですか。もっと大人向けの事業があってもよいのでは。」と言われたことがあります。 確かに当時は、子供の自然体験活動やキャンプ 通学合宿など, 社会教育で子供対象の事業が盛ん に行われていました。もちろん子供対象事業だけではなかったのですが、地域の方はそのように見 られていたのかもしれません。また、地域によっ ては成人対象の社会教育が盛んに行われて, 青少年対象の事業が進んでいなかったというところも ありました。

「結集!しまねの子育て協働プロジェクト」

子供の健やかな成長は、だれもが願っていることです。しかし、子供たちを取り巻く環境は日々変化し、家庭や地域の教育力が低下しているとい う指摘もあります。未来を担う子供、将来の地域を担う子供を健やかに育むためには、学校・家庭・ 地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ地域全 体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があ

ります。 そこで本県では、これまで学校を核に取り組んできた様々な事業【ふるさと教育・学校支援・放 課後支援・土曜日の教育支援・家庭教育支援等】 に関わる地域の大人の力を『結集』して地域の子供を育むとともに、地域で子供を育む体制をつくって地域の教育なの向上を図るために「結集!し まねの子育て協働プロジェクト」を位置付けてい ます。具体的には・拠点の整備(支援活動の企画・調整・連絡を

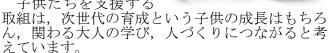
- 行う拠点となります)
- ・コーディネーターの配置(支援活動を効率よ く進め、総合的に調整します)
- ・人材の要請(ボランティアの研修や新たなボ ランティアの発掘を行います)
- 運営組織の一本化(それぞれが行っていた会 議等をまとめて総合的に活動を進めます)

地域の子供を育む事業で地域を担う人づくりを

これらの子供の育ちを支援する取組によって子 供たちは、地域の人とのかかわりを通してふるさ とのよさや地域の人のすばらしさを体感します。 それは、将来ふるさとを担う人、また都会に出て も、ふるさとのことを思いながら活躍する人を育 てることにつながっていきます。

また,一方で,子供たちに関わる地域の大人が増えれば,子供たちの育ちに関心を持つ大人が増えてきますから,地域の教育力が高まることにつ

ながります。 さらに、自分の意志 で主体的に子供たちに 関わることは, 主体的 に地域に関わることに もつながってくると考 えます。子供を取り巻 く地域の大人は,地域 を担う人になるという ことです。 子供たちを支援する





昨年12月の文部科学省の答申では

昨年末に中央教育審議会から答申が出されまし 3 つの答申のうちの「新しい時代の教育や地 方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の 在り方と今後の推進方策について」のなかで示さ れた「学校を核とした地域づくりの推進」は、これまで島根県の各市町村で取り組んできた子供た ちの育ちを支援する様々な取組をさらに進めて, 学校と地域が協働できる仕組みを作っていくとい う方向性が示されています。キーワードは【支援 から連携・協働へ】です。これは島根県がこれま で進めてきた『結集!しまねの子育て協働プロジ ェクト』の方向と重なる部分が大きいと考えます。 (詳細は平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会 答申をご覧ください。)

学校と地域の関係は一方通行ではなく双方向の 関係が求められていますし、そのパイプをより太 くしていく必要があります。各学校、地域によっ てさまざまな実態があると思いますが、「子供これ」 を学校はどう育てていくのか。地域は地域の子供 の成長をどのように考えているのか」を互いに認 識し合いながら,子供の学びと大人の学びが展開 されていくことが大切であると考えています。

今県内では、地域の大人が学校の教育活動を支 援する活動や、放課後の子供たちの活動を支援する活動、土日や長期休業の子供たちをサポートす る活動などが以前より多く行われるようになって います。もちろん子供対象事業だけではなく、バランスよく社会教育を行っています。子どもに関 わる事業を通して,子供も大人も豊かな学びとなるような地域が増えていくことが望まれます。

進路保障の充実のために

人権 • 同和教育指導員 竹中律子



人権・同和教育指導員 2年目になりました。

今年も進路保障関係の 会を中心に、市町のいろ いろな会に参加させてい ただいています。その際、 不登校をはじめとする困 難に直面している子供た ちの姿を、また、ケース

会議を開いたり関係機関へつなげたりと対応に努力されている教職員の皆様の姿を見聞きすることが多くなりました。進路保障への理解がすすみ、困難を抱えた子供たちへの進路保障の取組が着実に進められているなと感じます。

島根県は、平成25年に「問題事象から学ぶために」(学校教育編)を出しました。これは、教育現場において問題事象が生起した時の基本的な捉え方や、解決のための取組の進め方を示し、問題事象に対する学校としての解決能力を高め、問題事象から学ぶことにつなげるための手引きです。



各学校2冊ずつの配付でしたが、ダウンロードできるので、すぐにでも手に入ります。

この手引き書では、次のように基本的な捉え方や解決のための取組の進め方を示しています。

1 初動の取組

- ・初期の対応
- 事実確認
- ・被害を受けた人への初期の対応

2 連携による分析と方針の策定

教育現場・関係行政機関等による協議の開催により

- ① 事実確認に基づく情報の共有
- ② 分析のための聞き取りの実施
- ③ 背景・要因の分析と問題の本質の明確化
- ④ 問題解決のための取組の方針の決定
- ⑤ 取組の役割分担の決定

中でも、特に③の問題の本質の明確化、そして、 それに続く④⑤の取組へつなげることが重要で す。さらには、次の『3』の取組において、『教 育現場としての課題解決に向けた取組』が、教職 員集団として求められています。

3 問題解決に向けた取組

この時,「被害を受けた人への取組」そして,「問題を起した人への取組」はもちろんですが,学ぶ子供たちへの影響という,教育現場として見逃すことができない視点から,課題解決に向けた取組が行われることが大事であると考えます。

教育現場としての 課題解決に向けた取組

- ●問題事象が及ぼしていた影響を検証して教育 活動を見直し、課題を明確にする
- ●課題解決のための具体的な取組を策定する
- ●取組を検証し、評価する

これらの取組をしっかり行うことで、問題事象の背景にあった問題点を教訓として、自校のすべての子供たちの「進路保障」を充実させることができると考えます。

問題解決に向けた取組を通じて、一人一人の教職員の力量を高めるとともに、一人を全員で支えることができる教職員集団としての組織力を高めていくこともできます。この手引き書の活用により、より充実した進路保障の取組が進むことを願っています。

島根の人権教育

学校教育スタッフ・指導主事 土井 伸一

私は、今年度、浜田教育事務所で人権教育を担当しています。

まずは、「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育(学校教育編)」をもとに島根の人権教育について、述べさせていただきます。

島根の人権教育は、すべての子供たちに対して、自他の人権を尊重し「差別をしない生き方」ができる力を育成することにより差別のない社会を実現することを目的としています。そのために、同和教育の成果である「進路保障」の理念を柱に位置付けて教育活動を展開していきます。

「進路保障」とは

すべての子供たちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念です。



 人権教育指導資料

 2:

 Lまねがめざす

 人権教育

 FORTIS

「進路保障」は、次の2つの意味をもっているとも言うことができます。

- ・子供たちの権利を阻害しているものを取り除こうとする取組
- ・子供たちが自らの未来を切り拓いていくために必要な力を育てようとする 取組

「進路保障」の理念に基づく取組が充実した環境のなかで育った子供たちは,自 他を大切にすることを体験的に学びます。そうした子供たちを育てていくことが, あらゆる差別や人権侵害のない,真に人権が尊重される社会の実現につながって いきます。

「人権教育」の進め方

学校において人権教育を進めていくうえでは、次の3つの視点から人権教育をとらえ、自校の教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。

○ 人権としての教育(子供たち一人一人の学びの保障)

人権としての教育とは、子供たち一人一人の学びを保障し、安心して学校生活を送ることがで きるようにすることです。

○ 人権を通じての教育(人権が尊重される環境づくり)

人権を通じての教育とは、人権が尊重される環境をつくることです。人権が尊重される環境づくりは、学校教育の基盤となるものです。

○ 人権についての教育(人権に関する知的理解と人権感覚の育成)

人権についての教育とは、人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むととも に、人権感覚の育成を図ることです。

浜田教育事務所で進める進路保障に係る取組

浜田教育事務所では、進路保障に係る取組の充実につなげていくために、年5回、進路保障に係る推 進者等の研修会を行っているところです。主な内容としては、次のとおりです。

- ○進路保障に係る取組についての情報交換や充実のための協議
- ○講義「島根の同和問題の歴史」

講師 島根県西部人権啓発推進センター 尾村幸行 指導講師

○講演「しなやかに 軽やかに」 講師 髙田美樹さん

○取組報告

報告者

- ・大田市立第三中学校 山内基樹 教諭
- ・島根県立浜田高等学校定時制・通信制 石川義郎 教諭
- · 邑智中学校校区

邑智小学校 小田郁夫 教諭 邑智中学校 安部慎一 教諭

美郷町教育委員会 生越 徹 指導主事

・島根県立大田高等学校 森 星児 教諭(人権・同和教育専任教員)



<第3回進路保障推進者研修会の様子>

この研修が、すべての学校の進路保障の充実につながるよう、近隣の学校や各市町教育委員会と情報 共有及び連携を図っていただくことを期待しています。

島根県人権・同和教育研究指定校・園事業

この事業の内容は、人権・同和教育実践上の諸問題について研究し、その成果を公表して人権・同和 教育の推進と充実を図ることです。

浜田管内では、江津市立江津東小学校が、平成28・29年度の2年間の指定を受け、研究を進めているところです。また、併せて「人権教育研究指定校事業(文部科学省指定)」と「人権・同和教育『PTA活動』育成事業」の指定も受けています。

この研究の発表の場として、来年度、次のように人権教育研究発表会を計画されています。

人権教育研究発表会

期日 平成29年11月21日(火) 会場 江津市立江津東小学校

このような機会を、絶好の場と捉え研修を深めていくことが、島根の人権教育の推進につながることと 思います。ぜひ、ご参加いただければと思っています。

最後になりましたが、「進路保障」を柱とした人権教育の推進がより一層図られるよう、浜田教育事務 所人権教育担当指導主事として、私自身、一層努力していきます。

各市町の取組から ~大田市~



学力育成に向けて社会教育でできること 大田市教育委員会 派遣社会教育主事 吉田茂延

先日,ある学校で「家庭学習の習慣をつけるために」という親学プログラムを実施しました。家庭学習の習慣をつけるために子供に取り組ませたいことや親の心構え・姿勢、親子で取り組みたいことなどを紹介し合うプログラムですが、あるお母さんの意見が非常に印象的でした。「息子が昆虫に興味があってよくつかまえて来るので、息子と一緒にその昆虫について図鑑で調べるようにしています。」何でもないことのようですが、きっとこの息子さんの知的好奇心・探究心は大いにくすぐられていることでしょう。「この虫は?じゃあこの虫は?」と興味をもち、自分でも調べるようになっていくことが想像できます。しまねの学力育成推進プランの「家庭学習の充実」の中に「家庭での子ど

もへの関わり方(発達段階に応じたほめ方、しかり方など)についての啓発活動」があります。子供の学ぶ意欲を高めるためには保護者の関わり方も大切であるということを考えると、親学プログラムの推進はこの上ない啓発活動になると実感しています。

また、各公民館やまちづくりセンターでは、年間を通して子供または親子を対象とした様々な体験活動の場が提供されています。そこで「本物」を見たり経験したりする機会があることが子供たちの刺激となり、もっと深く学んでみたいという意欲・関心につながります。また、講師やボランティアとして多くの地域住民の方の協力を得て活動が行われていますので、その皆さんとの関わりの中で、社会で求められるコミュニケーション能力や主体性、異なる他者と協働する能力を身につけることができ、これも少なからず学力育成に結び付くと考えられます。それを狙っての実施ではないかもしれませんし、直接的に効果が見えるものではないかもしれませんが、社会教育が果たしている役割は大きいと感じています。

親学プログラム,地域で行われる体験活動など,まだまだ周知が不十分であり,しっかり広報をしていく必要があります。島根の子供たちの学力育成に向け,社会教育も頑張ります。

特別支援教育の充実に向けて 大田市教育委員会 派遣指導主事 川上 諭

早期からの一貫した相談支援を目指して始めた「にこにこ巡回訪問」が今年で3年になります。6月には相談支援チームスタッフで分担し、すべての小学1年生の様子を見に出かけました。「にこにこ巡回訪問」は、年中児→年長児→1年生と、子供たちの3年間の発達・成長を見守り支える取組です。今年の4月に小学校へ入学した子供たちは、3年間見守り続けてきた初めての子供たちということになります。授業参観後の懇談で「○○ちゃんはこんな風に育ってきたんですよ。ずいぶん伸びてきました。」



と担任の先生にお伝えすることがよくありました。入学してからの姿しか知らない先生方にとって,「にこにこ巡回訪問」の情報は貴重です。子供たち一人一人の成長の様子やつまずきの歴史を知ることで,子供への関わり方や支援・指導の仕方が大きく変わることもあります。この取組を今後も続け,すべての子供がスムーズに小学校生活をスタートできるように支えていきます。

「にこにこ巡回訪問」のように継続して取り組んでいることもありますが、今年度新たに始めた事業もあります。その中から2つを紹介します。

まず、出雲養護学校大田分教室の全面協力を得た研修会の開催です。1学期には特別支援学級担任を対象に、2学期には市が配置している特別支援教育支援員・特別支援学級介助員を対象に実施しました。いずれも、授業参観後、分教室の先生方に教育課程運用上のポイントや授業のねらい、支援の意図などについてお話しいただきました。とても有意義な研修会となりました。

次に、相談支援チームによる中学校特別支援学級巡回訪問です。福祉スタッフが中心となって訪問します。福祉サービス利用者の学校卒業後の姿をよく知っているスタッフが豊富な経験をふまえて助言することで、中学校側に新たな気づきが生まれています。

これらの取組をとおして、これからも特別支援教育の充実を目指していきます。

「初めて分かったこと」 大田市教育委員会 派遣指導主事 秋風光規



肩書があることは実に苦しいことです。今の職に就いて以来一年半,「かたぐるしい」毎日です。このことは,決して勤務内容や環境のせいではなく,多分に私自身の資質・能力そして性格に起因することなのです。中でも,学校訪問(研究授業)のときには大変です。数日前から指導案や資料に目を通して,授業者の思いや考えを把握するとともに,授業場面を想像しては指導案を読み返し,少しでも役に立てれば幸いと,指導書や参考資料を漁ることになります。そして,収拾がつかなくなったころ晴れて学校訪問となるわけですが,結局,準備したもののほとんどは,生かすこともなく持ち帰る結果になるのです。

さて、小学校の授業を見せていただいているときのことでした。ある子の何気ない行動から目が離れないのです。その子は、先生の話が一区切りするたびに決まって隣の子に話しかけています。どうやら先生の話の内容を確認している様子、その度にうなずきながら納得した表情をするのでした。以来、子供たちが理解する瞬間、納得する場面やしぐさについて、気にしながらの授業参観が続きました。先生の話を静かに聞いているだけで理解する子、友だちに確かめて理解する子、友だちと話しながら分かる子、友だちの話を聞きながら分かっていく子等々。理解し納得する過程は、子供により、またその内容により、それぞれに異なることを知ることができました。これだけのことですが、先生の話を静かに聞けば分かると思っていた私にとって、本当に衝撃的なできごとであり、初めて分かったことでした。

このことは、私の中で指導の個別化という指導者中心の指導理念から、子供それぞれの学習の個性化という習得理念に大きく移行することになったわけです。学習形態一つとってみても、小集団学習における学び合いや話し合い、議論、協働学習は、子どもの主体性や自発性を促し、濃い人間関係の体得とともに、充実した深い学びを実現するに、大きな魅力と可能性を秘めた学習法であることを改めて知ることになったのです。

不登校支援の取組について 大田市教育委員会 派遣指導主事 竹下和宏

大田市の不登校の状況は、中学校から増加する傾向が続いており、その改善に向けて、以下の取組を行っています。

未然防止・早期対応として、年度当初に生徒指導主任主事会を開催しています。担当者が顔を合わせて情報交換を行うことで、中学校校区での学校間の連携や関係機関との連携がスムースに行えるようにしています。また、各



学校で不登校対策計画を作成していただき,校内で早期の支援が行えるような体制づくりを行っています。

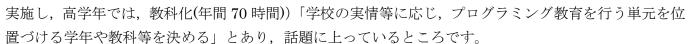
相談・支援の体制としては、市内に2名のSSWを配置しています。拠点の中学校へ定期的に訪問して情報を共有し、子どもたちや家庭への直接支援や関係機関と連携した支援を行っています。ケースによっては、支援のケース会議にSSWや子育て支援課の担当者と参加して支援方法を協議しています。そして、様々な事情で学校に登校できない子供たちに対して、学習の場として「適応指導教室 あすなろ教室」を設置しています。少人数の中での学習支援や体験活動を行い、学校復帰や社会的な自立を目指して支援しています。また、学校に登校できずに家で過ごすことが多い子供たちのために、相談や軽スポーツなどを行い、引きこもりがちの状況からの改善を目指す居場所として「心のかけ橋教室」を開設しています。すべての子供たちが笑顔で学び、社会的に自立する力を付けていくことを目指して、今後も支援していきたいと思います。

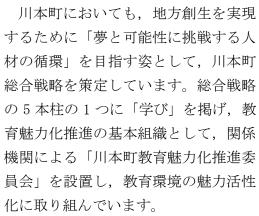
各市町の取組から ~川本町~

「地方創生と教育の魅力化」 - 川本町教育委員会 派遣指導主事 大地本 央仁

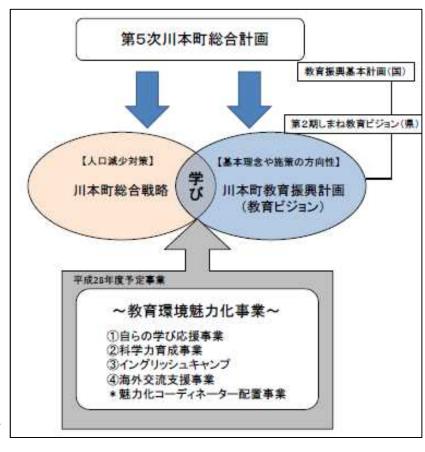
平成28年8月26日の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会で、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」が取りまとめられました。

その中で、小学校の各教科·科目等の改善の方向性として、「言語能力の育成として国語教育と外国語教育を充実。」(外国語活動(年間 35 時間)を中学年で





この中では、国際コミュニケーション力の強化を取組の一つの柱としており、早期から英語に親しむ基盤作りが必要と考え、コミュニケーション活動を通じて楽しく外国語に関わり、国際的な興味・関心を持つ子供の育成を目的とした「イングリッシュキャンプ」の実施、また、コンピューター操作やプログラミング言語の習得だけでなく、これらの体験によって論理的に物事を



組み立てる思考方法を身につけ、問題を考え抜く力を育むことを目的とし、プログラミングへの興味付けや、ものづくりの楽しさを学ぶ機会を提供していく「プログラミング教室」などを平成28年度川本町教育環境魅力化事業として実施しました。



次期学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念のもと「住み続けたい町」「帰ってきたい町」をめざし、持続可能な社会の創造のための人材育成や地域との協働を推進し、学校を核としたまちづくりを進めて参りたいと思います。

「K-POP」始めました !

川本町教育委員会 派遣社会教育主事 佐々木 努

「K-POP(ケイポップ)? それって何ですか。」と声が聞こえてきそうですが、ここで言う K-POP とは「かわもと ぽかぽか おやこ プロジェクト」の頭文字をアルファベットで表したものです。川本町では、主に乳幼児から小学生とその親(保護者)を対象に、親子での様々な体験活動と、「親学プログラム」を活用した保護者の学びと交流をセットにした事業をこの春からスタートさせました。(「親学プログラム」についての説明は、誌面の都合上割愛させていただきます。)



今年度は年4回を計画しており、これまで春の山菜採り、夏のカヌー体験、秋の鮭の観察会と3回実施してきました。体験活動では、公民館や学校と連携することで、地域の方々や高校生のとても大きな協力を得ることができ、参加した子供たちや保護者の方々が満足できる活動になったと思います。親学プログラムを活用した話し合いでは、「子供たちの遊びや自然体験」「食生活の見直し」をテーマに意見を交流しました。保護者間の交流はもちろんですが、地域の方々や食生活改善推進委員さんとも親しくなり、保護者からは、「地域の方々が、こんなにも子供たちのことについて、真剣に考えてくださっていることがうれしいです。」と言う感想をいただきました。

今後は、さらに町内各地域の資源(ひと・もの・こと)を生かしながら、体験活動を充実させるとともに、 学校や PTA と協力をしながら参加者を増やすことで、この事業を盛り上げていきたいと考えています。

【調整監からのお知らせ】

~服務関係の手続き(休暇取得など)を確認しましょう~

小中学校では、市町教育委員会制定の「小・中学校の教職員の服務規則」の内容を正確に把握し、服務関係事務の校内における初動担当者を明確にした上で、市町教育委員会と連携して適正かつ迅速な手続きを行う必要があります。

代表的な手続きは、県教育委員会提供の服務規則(例)で言えば、以下の表のように記載されています。

市町教育委員会制定の服務規則の内容にあわせて修正,適宜項目の追加等を行い校内でのチェックリストとして利用できるよう,表の電子データを所ホームページに掲載しますので,よろしければご活用ください(事務グループ等で市町内共通のものを作成されてもよいかもしれません。)。

各校におかれましては、服務関係の手続きを行う予定のある教職員に対して必用書類を早い段階で伝えるなど、手続きが滞らないような工夫もあわせてお願いします。

- ※服務関係の手続きと並行して給与関係の手続きが必要な場合もあります。学校においては、まずは 服務関係の手続き(事実発生)があって、当該事実発生に伴い給与関係事務を行うという考え方で 事務を整理しておくとよいでしょう。
- ※県教育委員会では、市町教育委員会制定の服務規則と県の休日休暇条例等とを整合させる必要性から、基本的な事項について「市(町村)小・中学校の教職員の服務規則(例)」の形で市町村教育委員会へ提供しています(平成27年版島根県教職員人事関係法令要覧3176ページに掲載)。

[代表的な手続き概要一覧(例)]

http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kikan/hamada_kyoiku/gakkou_jimu/sityoson_fukumu-kisoku.html に元データを掲載しています。

事由(関係条文) 【初動担当者名】	基本的な手続き、必用書類等 ※この表の記載事項はあくまで手がかりです。実際の手続きを行う際は、必ず服務規則 の条文で詳細を確認してください。
□私傷病休暇 (第 10 条) 【担当: 】 手続き担当者名を記載する欄です。	本人が、 あらかじめ 休暇願簿に所要事項を記載し、 医師の診断書 を添えて校長に提出。 ※校長は、引続き 30 日以上の私傷病休暇を承認した場合、市町教育長へ報告書を提出。 ※私傷病休暇延長の場合も、延長前に あらかじめ 休暇願簿に所要事項を記載し、医師の 診断書を添えて校長に提出。
□私傷病休暇 からの職務復帰 (第 26 条②) 【担当: 】	引続き30日以上の私傷病休暇中の教職員が職務復帰しようとするときは、本人が、 あらかじめ 職務復帰願に 医師の診断書 を添えて、校長を経由して市町教育長に提出。 ※引続き50日以上の場合は、原則として県復職審査会等への諮問が必要となるので、早めに学校から市町村教委へ事前相談。
□産前産後休暇 (第 13 条) 【担当: 】	本人が、 あらかじめ 産前(産後)休暇願に所要事項を記載し、出産予定日の証明書等を添えて校長を経由して市町教育長へ提出。また、出産したら、産前(産後)休暇願に所要事項を記載し、出産日の証明を添えてすみやかに校長を経由して市町教育長へ提出。 ※出産後可能な限り早く学校へ連絡がもらえるよう家族等に依頼。
□育児休業 (第 18 条) 【担当: 】	本人が、育児休業承認請求書に所要事項を記載し、 育児休業しようとする1か月前まで に校長及び市町教育長を経由して県教育長へ提出(添付書類は様式の注に記載あり)。
□育児休業からの職 務復帰 (第 27 条) 【担当: 】	本人が、育児休業期間満了により職務復帰となる場合は、職務復帰届(育児休業)を 期間満了の日の1か月前まで に校長を経由して市町教育長へ提出。 ※期間満了よりも早く職務復帰したい場合、逆に育児休業を延長したい場合も、それぞれ手続きが必要。
□介護休暇 (第 15 条) 【担当: 】	本人が、 あらかじめ 介護休暇簿に所要事項を記載し、 医師の診断書等 を添えて校長に提出。 ※校長は、承認した場合、介護休暇簿の写しを添えて市町教育長へ報告。
□休職 (第 24 条) 【担当: 】	校長は、休職させることが適当と認められる教職員がある場合、私傷病休暇を認めることができる期間(原則 90 日以内。一部の疾病は 180 日以内。)が満了する日の 1 か月前までに、休職についての意見書を、医師 2 名の診断書を添えて市町教育長に提出。 ※休職期間の更新時も同様の手続きが必要
□休職からの復職 (第 26 条①) 【担当: 】	本人が、 あらかじめ 復職願に 医師 2 名の診断書 を添えて、校長及び市町教育長を経由して県教育委員会に提出。 ※校長は、復職に関する意見書を添付。 ※県復職審査会の日程との兼ね合いがあるので、早めに学校から市町村教委へ事前相談。

【総務課からのお知らせ】

~若手事務職員向け給与・旅費事務実務研修及び相談会を行いました~

各市町では、事務グループによる事務の共同実施により事務職員の資質向上のための取組がなされ、 学校事務の効率化・教育の充実が図られています。

浜田教育事務所総務課としても,このような変化に対応した今後の小中学校事務支援のあり方を模索 しているところです。

今年度は、試みとして 10 月中旬から 12 月中旬の間、教育事務所内において金曜日の午後に若手事務職員の方むけ実務研修及び相談会を行いました。

給与や旅費等の県費事務について、事務職員の方が日ごろ疑問に感じていることや確認したいことについて総務課員が相談を受けました。

今回の試行の効果等を検証し、来年度以降の小中学校事務支援のあり方について検討を進めていきます。

[相談会の様子]











【特別支援教育担当からのお知らせ】

浜田広域特別支援連携協議会主管

特別支援教育の研修会のご案内

演題「崩れないクラスとは

~特別支援教育の視点から~ |

講師:松久 眞実 先生

プール学院大学 プール学院大学短期大学部 准教授(教育学修士)

日時: 平成29年1月28日(土) 9:30~11:40

会場:浜田合同庁舎 大会議室(2階)

※詳細については、浜田教育事務所ホームページをご覧ください。

